

## 平成28年3月三木市教育委員会（臨時会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成28年3月28日（月）午後2時00分
- 2 閉 会 平成28年3月28日（月）午後4時00分

### ◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 議 案  
議案第33号 平成28年度三木市教育委員会事務局職員等の人事異動について
- 4 協議事項  
協議事項28 三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について  
協議事項29 三木市立認定こども園規則の制定について
- 5 報告事項
- 6 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	委 員 長	里 見 俊 實
	2番	委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	委 員	井 口 徹
	4番	委 員	石 井 ひろ美
	5番	委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教育企画部長	西 本 則 彦
		こども未来部長	永 尾 勝 彦
		教育政策課長	大 西 真 一
		教育環境整備課長	貞 松 保 夫
		文化スポーツ振興課長	堀 内 基 代
		図書館長	伊 藤 真 紀
		学校教育課長	野 口 博 史

教育センター所長	大 東	豊
就学前教育・保育課長	岩 崎	国 彦
子育て支援課長	井 上	典 子
教育政策課主査	五百蔵	一 也
教育政策課主事	八代醜	典 之

傍 聴 者 0 人

#### ◇ 会議内容

委員長が議事の進行について、議案第33号は人事案件であるため、三木市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書きの規定により、会議の最後において、非公開で審議することについて委員に諮り、同意された。

\*\*\*\*\*

#### 1 開 会

委員長が、平成28年3月三木市教育委員会臨時会の開会を宣言した。

\*\*\*\*\*

#### 2 会議録署名委員の指名

委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、水島委員と井口委員を指名した。

\*\*\*\*\*

#### 3 協議事項

【協議事項28】三木市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

○大西教育政策課長が次のように説明した。

条例の改正及び所管事務の変更・追加等に伴い、教育委員会事務局の事務分掌を整理するため、三木市教育委員会事務局組織規則を改正する。主な変更点について、教育政策課の所管事務に福井コミュニティセンターに関することを追加する。文化スポーツ振興課の所管事務に文化芸術関係者の顕彰に関すること、歴史資料館に関する

ることを追加する。学校教育課の所管事項13「適正就学指導委員会に関する事」は、条例の改正に伴い「教育支援委員会に関する事」に改める。子育て支援課の1のウ「みきっ子未来応援協議会に関する事」は、平成27年度は教育政策課が所管していたが、子育て施策全般を所管する子育て支援課に所管替えするものである。この規則については、平成28年4月1日から施行するため、教育長の臨時代理により制定し、教育委員会4月定例会で報告する。

(里見委員長) 教育環境整備課の24のイ「公立保育所及び公立認定こども園の業務委託に関する事」とあるが、業務委託とはどのようなものか。

(貞松教育環境整備課長) 施設を管理する上で必要な清掃等の業務を委託するものである。

(里見委員長) 学校教育課の15と就学前教育・保育課の1に「保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校及び特別支援学校の連携に関する事」とあるが、それぞれ意味や内容が違うのか。

(大西教育政策課長) 内容は同じだが、それぞれ担当する部分が異なる。連携するという意味で両者に定めている。

(里見委員長) 認定こども園に関する事は補助執行として行っているが、委任元の市長部局ではどこが担当しているのか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 福祉事務所長が市長からの委任を受けて行っている。

(里見委員長) この規則は内部規則だが、認定こども園の運営に大きく関わってくる部分がある。補助執行を受ける側がどこまで責任を取れるのか、市長が決定したことを実施するだけなのか、そのあたりをお互いに納得して進めてもらいたい。

**【協議事項29】三木市立認定こども園規則の制定について**

○岩崎就学前教育・保育課長が次のように説明した。

三木市立認定こども園を円滑に運営するため、条例の委任を受け、条例施行規則を制定する。定員、教育・保育課程、学級編制、保育料等について規定する。第2条、基本方針として、認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び三木市幼保連携型認定こども園教育・保育共通カリキュラムに基づき、総合的に教育・保育を行うものとする。第4条、定員は、別所認定こども園が100人、よかわ認定こども園が150人とする。第6条、教育・保育時間は、教育標準時間認定子どもは午前8時30分から午後2時まで、保育標準時間認定子どもは午前7時から午後6時まで、保育短時間認定子どもは午前8時から午後4時までと定める。第7条の学年及び学期、第8条の休業日、第9条の学級編制については、幼稚園と同様の定めとする。ただし、2号認定子ども及び3号認定子どもに関する休業日は、保育所と同様とする。第10条、職員として、認定こども園に園長及び保育教諭を置くこととする。同条第4項、認定こども園には、前条第1項の規定により編制した各学級に担当する専任の教諭を1人以上置かなければならないこととし、学校としての職員配置を謳っている。第14条で入園の申込、第15条で入園の承諾、第17条で保育料を定める。また、この規則の制定に伴い、6規則を改正する。

(井口委員) 休業日を定めているが、土日祝に開けてほしいという要望は無かったのか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 具体的な要望として伺ったことは無い。

(石井委員) 第10条第3項に「養護教諭を置くよう努めなければならない」とあるが、これは義務規定ではないのか。

(岩崎就学前教育・保育課長) 義務規定ではないが、障がいのある方の支援教諭を置く。

(里見委員長) 大前提として、なぜ今頃この規則を協議しなければならないのか。この規則は市民を縛る性質のもので、市民の方はこの規則に基づいてお子さんを預けられることになる。そうならば、

この規則の内容はずっと前に市民の皆さんに知っておいてもらわなければならないはずである。委員長の立場ではなく委員として言うが、このような協議は受けたくない。

(松本教育長) 決まっていない部分については空欄にしてでももっと早い段階で協議をお願いすべきであった。また、協議とすべきか報告事項に留めるかも検討したが、やはり幼稚園部分に関わるため、協議をお願いすることとした。

(里見委員長) この時期に協議を受けても何も言いようがない。若い人に住んでほしいと思うなら、中途半端なことをしても仕方がない。他の自治体に比べてすごいなというものを作らないといけない。そういうことも委任を受けていれば言えるが、補助執行だから言える部分が限られ、中途半端になってしまう。本来は委任を受けて、大胆な施策を行うべきである。

(水島委員長職務代行者) 開園時間は午後7時までだが、仕事の都合で時間までに行けず辛い思いをされているという声も聞く。夜働く方向けの託児所等があればと思う。

(井口委員) 三木市独自のものとか、特色というのがやはり弱いように思う。

(里見委員長) 保育時間については、民間園との整合も必要であり、簡単に換えられるものではないと思うが、今後延長保育等柔軟に対応できるよう考えてほしい。

#### 4 報告事項

##### ア 学校教育課報告事項

○野口学校教育課長が次のように報告した。

市立学校退職教職員へ感謝状を贈呈する。対象は、学校長3人、主幹教諭、教諭、養護教諭、学校副主幹が12人である。教職員は、三木市で30年以上務めた者が対象である。感謝状の贈呈は、退職辞令の交付に合わせ、3月31日に行う。

イ 文化スポーツ振興課報告事項

○堀内文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

上田桑鳩の作品を展示する展示ケースが完成し、4月4日に序幕式を行う。3階の正面玄関で今日から設置工事が始まっている。

ウ 就学前教育・保育課報告事項

○岩崎就学前教育・保育課長が次のように報告した。

平成28年度保育所・認定こども園等の入所（園）調整状況について、1次不承諾通知を送った184人のうち、3月28日時点で、57人が調整済み、114人が特定の園で入園を待っておられる。申請を取り下げられた方が13人おられる。国の示す待機児童は0人である。入所希望児童数に対して施設的には問題ないが、必要な保育士数を確保できていない状況である。市広報、ホームページ、ハローワーク、新聞折り込みも3回行い、県保育協会人材バンクとも協力し確保に努めている。説明会も開催し、公立園で10人を採用、民間園へ4人の方を紹介し、採用していただいた。

（石井委員）申請を取り下げられた方が13人いるが、どのような理由か。

（岩崎就学前教育・保育課長）予定が立たないのであれば今回は見送るという方がおられた。

（石井委員）幼保一体化計画の中で、平成28年度の入所余裕数は213としている。この数字だけを見れば、不承諾通知の対象である184人と比較しても余裕があると保護者は考える。保育士の不足についても、以前本当に大丈夫なのかと聞いたことがあるが、実際に大丈夫ではなかった。また、兄弟で預ける場合は1人だけ預けられても意味がない。頭数だけを公表するのではなく、家庭数がかかるようにしてほしい。

（里見委員長）保育士の不足については完全に見込み違いだと思う。中途半端なことをしても人は集まらない。このままでは市長が約束違反に問われることになる。本当に有効な手を打ってもらいたい。

\*\*\*\*\*

(非公開)

【議案第 3 3 号】平成 2 8 年度三木市教育委員会事務局職員等の人事  
異動について

議案第 3 3 号は、三木市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項ただし  
書きの規定により、非公開として審議したため、同規則第 3 1 条の  
規定により、内容については記載しない。

委員長が、議案第 3 3 号について採決を行い、原案のとおり可決  
された。

\*\*\*\*\*

## 5 閉 会

委員長が、平成 2 8 年 3 月三木市教育委員会臨時会の閉会を宣言した。

委 員 長

署 名 委 員

署 名 委 員

記 録 者